

第8次 美浜町行政改革大綱

はじめに

本町では、昭和60年度に第1次美浜町行政改革大綱を策定して以降、効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、令和2年度まで7次にわたって切れ目なく行政改革に努めてきました。

しかし、近年、少子高齢化・人口減少の進行による人口構造の変化、大規模災害の発生に伴う安心・安全に対する意識の高まり、情報通信技術の急速な発展をはじめとした社会経済・環境は急激に変化しており、それらに対する行政需要は数多くある一方で、医療費扶助を中心とした社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化に伴う修繕費の増加など、地方財政はますます厳しい状況が続くと思われます。

限りある財源を有効的・効率的に活用し、複雑かつ多様化する住民ニーズへの対応や住民満足度の高い安定した行政サービスを提供していくためには、行政が担う役割は今後益々重要になってきます。そのためには、職員一人ひとりが、これまでの改革の考え方や理念を引き継ぎながらも、常に改善し続けることを意識する必要があります。

このため、これまでの行政改革の継承及び職員の意識改革を念頭にした更なる改善を図り、第6次美浜町長期総合計画の実現に向けて、より効率的な行財政運営を目指すため、新たに「第8次美浜町行政改革大綱（令和3年度から令和7年度）」を策定し、住民と行政の協働による「まちづくり」への推進に向けて取り組んでいきます。

令和3年3月

美浜町長 籾内 美和子

1. 行政改革を進める基本的な考え方

- (1) 行政改革大綱策定の背景

2. 行政改革の基本理念と基本方針

- (1) 行政改革の基本理念
- (2) 行政改革の基本方針

3. 美浜町行政改革の主要施策

- (1) 人材育成の推進
- (2) 歳入・歳出改革の推進
- (3) 充実した行政サービスの推進

4. 美浜町行政改革の推進体制等

- (1) 行政改革の推進体制と住民への公表
- (2) 行政改革大綱の推進期間

1. 行政改革を進める基本的な考え方

(1) 行政改革大綱策定の背景

現在、美浜町では、「一人の犠牲者も出さない。災害に強いまちづくり」「子育て、高齢者の暮らしを応援する優しいまちへ」「煙樹ヶ浜などの美しいまちを守り、住民の健康や産業振興に」という3つの柱を基本としたまちづくりを進めていますが、これらの事業・施策を進めていくためには、将来への持続可能な財源の確保が必然であります。そのためには、職員一人ひとりが危機感と緊張感を持ちつつ、常に目標の達成を意識しながら行政改革を推進していかなければなりません。

行政改革の基本方針のひとつとして、「住民との協働のまちづくり」が挙げられます。「住民との協働のまちづくり」とは、多くの住民がまちづくりのパートナーとして情報の公開を進め、これを共有し、相互の信頼関係に基づき、目標の達成に向けて連携するということです。新たな時代の行財政運営においても民間意識と同様に、目標・目的を職員間で共有し、互いに協力し合い職務に励み、コスト削減の意識を持ち、住民ニーズを的確にとらえた満足度の高いサービスを提供していく必要があります。また、シンプルでわかりやすい計画を策定することも重要で、数値目標の設定等により、PDCAサイクルのように定期的に点検し、検証・改善が行えるシステムを構築し、「選択と集中」による効率的かつ効果的な事業・施策を実施することも大切です。

これらの視点に基づき、地方分権時代に対応し、限られた財源の中で、効率的な行財政運営を行い、より質の高い行政サービスを安定して提供できる行政システムの構築を目指さなければなりません。

2. 行政改革の基本理念と基本方針

(1) 行政改革の基本理念

『将来へ繋げるまちづくり』

町が描く将来像を実現するためには、住民と行政が一体となり、自主性・自立性を高めたまちづくりを推進する必要があります。そのためには、健全な行政運営が必須であり、次代に引き継ぐまちづくりへの実現に向けて取り組みを進めます。

(2) 行政改革の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3点を基本方針として定め、行政改革を推進します。

「組織力の向上」

限られた財源の中で、新たな行政需要や社会経済・環境の変化に的確に対応した行政サービスを提供するために事務事業の検証・改善を行います。また、これまでも職員に対する研修に取り組んできましたが、引き続き、地域の奉仕者であることを自覚し、常に住民の目線に立つことができるよう、職員の育成と意識改革に取り組み、職員力・組織力の向上に努めます。

「持続可能な自治体運営」

今後の地方財政は地方税の減少、公共施設の維持管理費の増加、社会保障関係経費の増加等により、益々厳しい状況のなかで運営を行わなければなりません。そのような中、適正で効率的な予算執行や将来を見据えた安定した財源の確保をはじめ、新たな財源の確保に向けた取り組みなど、健全な財政運営と持続可能な行政運営に努めます。

「住民との協働のまちづくり」

限られた職員数や予算の枠組みの中で、すべての課題に対応するのは困難な状況であります。様々な課題に対して的確に対応し、満足度の高い行政サービスを提供するためには、住民が担う役割も大きく、これからの町政は、住民と行政とが連携・協力し合う「協働のまちづくり」を進める必要があります。そのため、積極的な情報発信により住民と行政が情報を共有し、相互の信頼関係をさらに深め、住民と地域が主役となった協働によるまちづくりを推進します。

3. 美浜町行政改革の主要施策

(1) 人材育成の推進

多様化する住民ニーズや社会経済・環境情勢の変化に的確に対応するためには、柔軟な発想と適切な判断が重要であり、そのためには職員一人ひとりのスキルを向上させる必要があります。そのため、人材育成については、採用年度・階級等に応じた計画的職場研修や他機関が実施する職場外研修への積極的な参加機会の確保など、引き続き職員研修の充実を図ります。また、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が実現できるよう、時間外勤務の抑制及び年次有給休暇の計画的取得が可能な職場環境づくりに努めます。

(2) 歳入・歳出改革の推進

限られた財源のなかで、様々な行政課題に対して、最大の効果をあげるためには、経費節減を徹底するとともに、より一層自主財源の確保に努める必要があります。そのため、時代に即した事務事業の見直しは当然のことながら、質の高い行政サービスの最適化をめざし、費用対効果を意識した効率的な行政運営を図ります。また、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」において、除却対象施設として方針決定された公有財産の売却促進を図るなど公有財産の適正化に努めます。

(3) 充実した行政サービスの推進

住民が行政に関心を持てるよう、住民が求めている必要な情報をより見やすく、よりわかりやすいかたちでの情報発信を心掛け、住民が利用しやすい役場を目指します。また、住民との協働により地域資源を再発掘し、ふるさとの魅力を町内外に発信することで、ふるさとに対する愛着や誇りをもってもらえるよう努めます。さらに、より充実した行政サービスを目指し、事務事業の利便性の向上に努めます。

4. 美浜町行政改革の推進体制等

(1) 行政改革の推進体制と住民への公表

有識者等で組織する「美浜町行政改革懇談会」からの意見を尊重し、庁内に設置する「行政改革推進本部」を中心として全庁的に行政改革を推進します。

また、その取り組み状況については、広報紙やホームページなどを通じて公表し、住民の理解と協力を得ながら行政改革を推進します。

(2) 行政改革大綱の推進期間

第8次行政改革大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とします。